

令和7年度「日本ふるさと名産食品展 in ロサンゼルス&ニューヨーク」 出展事業者 募集のご案内

◇事業概要

開催場所	LA：ロサンゼルス 「Hilton Los Angeles Universal City」	NY：ニューヨーク「Japan Village」
開催日程	令和7年11月14日（金）～15日（土） ※11月16日（日）に市内小売店舗の視察ツアーを、17日（月）に日系卸事業者訪問及びJETRO主催セミナーを別途実施予定	令和7年11月21日（金）～23日（日） ※11月20日（木）に市内小売店舗の視察プログラムを別途実施予定
開催時間	正午12時から午後9時（予定）	正午12時から午後7時（予定）
募集事業者数 商品数	10事業者（50品目）程度 ※1事業者当たり最大5品目を目安	10事業者（50品目）程度 ※1事業者当たり最大5品目を目安
主 催	一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）	
開催形態	2025 Japanese Food Expo（JFE）の開催会場で本事業を実施する。 ※農林水産省の「食品輸出支援プラットフォーム」の支援事業の一環として、日本食文化振興協会（JFCA）主催により開催。全米を対象に行われる日本食フェア （参考：2025 Japanese Food Expo in LA の概要、2025 Japanese Food Expo in NY の概要、）	
出展形態 及び内容	☐ A 試食販売：日本国内で製造され、正規の輸出入手続きにより納入された食品及び飲料品 ☐ B 試食PRのみ：日本国内で製造された食品	
募集対象	食料・飲料品を製造または販売する日本国内の法人・団体（卸売業者は除く）	
応募期限	令和7年6月6日（金） 午後5時 必着 ※とりまとめ自治体の皆様が作成する【様式①】回答書を提出	

◇自治体及び事業者向けオンライン募集説明会

自治体・事業者を対象に、本食品展の概要、米国市場の現況及び輸出手続きに係る注意事項等についてご説明しますので、応募を検討している自治体・事業者はどちらか1回必ずご参加ください。

【日 程】 ☐ 1回目 5月8日（木）午前10時～12時（申込締切 5月7日（水）正午）

☐ 2回目 5月16日（金）午前10時～12時（申込締切 5月15日（木）正午）

【申込URL】 <https://forms.office.com/r/4gsKmUPnF3>

※いずれも参加できない場合、お申込いただければ録画を配信します。（配信期限：6月6日まで）

◇出展事業者へのサポート

1 出展に要する経費を負担します

JFE 出展料金、JFE 主催者との連絡調整、共有部分装飾、広告宣伝等をクレアが用意・実施します。

2 輸出入手続き等出展に必要な準備をサポートします

米国への輸出に必要な書類作成や各種申請等について、説明会、個別相談等を通して煩雑な手続きをサポートします。販売員、消耗品の手配等も可能ですので、初めて海外食品展に出展される方も安心してお申し込みいただけます。

3 出展効果を高めるために専門的な知識・経験によりアドバイスをを行います

販売価格や輸出数量の設定、効果的な販売方法等について、米国のマーケット事情に精通した専門家からアドバイスを提供します。

4 会場でのテストマーケティング結果をフィードバックします

来場者に対しヒアリング調査を実施し、商品の販売動向、購入者の属性、商品に対する反応等を食品展終了後にフィードバックします。

◇募集要件

1 出展者に関する要件

- 開催期間中を通して、事業者自身による渡航ができること。（ただし、事業者自身での渡航が困難な場合もしくは出展効果を高める意図に基づく場合、現地販売スタッフの確保による対応も可）

※出展ブースにて来場者対応人員1名以上が必ず常駐すること。

- 本事業への出展及びその後の米国販路開拓に向けた現地法律・規制等を理解し、適切な対策を行っていただくこと。

なお、米国食品安全強化法（FSMA）の施行に伴い、原材料及び製造工程に関する全ての情報開示が求められるため、【様式②】『令和7年度「日本ふるさと名産食品展 in ロサンゼルス&ニューヨーク」申請書（事業者提出様式）』（以下の（1）～（2））を提出していただくこと。

（1）【様式②-1】基本情報

（2）【様式②-2】応募事業者チェックリスト

- 出展形態にかかわらず、開催期間中、現地会場にて試食・試飲を実施すること。また、そのための試食・試飲用の「商品サンプル」を無償でご用意いただくこと。出展形態のうち、試食販売を希望する場合は、輸出入手続きを行い（クレアが手配する輸出入業者に限らない）、現地会場にて販売すること。
- 販売テーブルに設置する商品の特長を紹介する英語版のPOPを各社にてご用意いただくこと。
- 自社のWEBサイト（英語）があること、もしくは出展に向けて作成いただくこと。（Facebook、Instagram等SNSでも可。商品説明、原材料等について、広報等に使用することを想定しています。）
- 本資料「募集のご案内」の内容を理解し【様式③】誓約書の記載事項を遵守する旨誓約いただけること。

*【様式②】『令和7年度「日本ふるさと名産食品展 in ロサンゼルス&ニューヨーク」申請書（事業者提出様式）』、【様式③】誓約書に必要事項をもれなくご記入の上、それぞれご提出ください。

2 商品の要件

- 制度上米国へ輸出可能な、日本国内で生産・製造された食料・飲料品であること。

※常温保存、冷蔵保存、冷凍保存いずれでも可

※冷蔵・冷凍販売が必要な場合、会場に設置する冷蔵・冷凍庫はレンタル（出展者負担）となります。

- 開催日時点で最低2～3か月以上の賞味期限を有している商品であること。

※日本からの輸送日数を考慮した場合、日本の輸出港に到着した時点で約6～7ヶ月程度が必要となります。

- 米国の法制度により米国での輸入や販売及び試食が不可である商品や輸出申請に長時間を要する、以下の枠内記載の「募集除外商品」に該当しない商品であること。

※以下は令和7年4月21日時点の情報のため変更になる場合があります。

- 肉類（肉エキス・ゼラチン等を含む）
- 卵を含む商品（加熱焼成されたものは可。例）焼き菓子、焼き生地等）
- 頭と内臓が除去されていない魚加工品
- 乳製品（加熱したものは可）、乳製品を含む商品（生乳を使用した商品は不可。粉乳を使用した商品、焼き菓子は可）
- 野菜、果物の一部（加工品を除く）
- 生鮮品
- ステビア、紅麹、くちなし、紅花、銅葉緑素、マリーゴールド、赤色（100番台）等の一部の着色料を含む商品（その他合成着色料においては、FDA許可色素（赤3,40、黄5,6、青1）は可）
- 酒・アルコール飲料（LA・NY会場ともに酒・アルコール飲料の試飲のみ可、販売不可）

※ 米国への輸出に向けた留意事項

輸出時に米国食品安全強化法（FSMA）に基づくFDA（米国食品医薬品局）への施設登録番号が必要となります。合わせてDUNS登録時の情報（DUNSナンバー、英文社名・住所）も必要となります。未登録の場合は申請が必要です。

【参考①】FDA登録サイト（英語）

<https://www.fda.gov/food/guidance-regulation-food-and-dietary-supplements/registration-food-facilities-and-other-submissions>

【参考②】米国への食品輸出について

- ・「日本からの輸出に関する制度 米国」（ジェトロ）

https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/foods/exportguide/

- ・「貿易投資相談Q & A（輸出） 米国」（ジェトロ）

https://www.jetro.go.jp/qatop/qa/n_america/us/export/

- ・ DUNS情報不明な場合のお問い合わせ先： 株式会社東京商工リサーチ

<https://www.tsr-net.co.jp/service/detail/get-a-duns-number.html>

◇ 出展事業者の費用負担

	クリア負担	出展事業者負担
JFE 出展料金、会場設備	JFE 出展料金（会場設営・装飾、共同看板、案内用看板等の製作費等を含む）	独自に必要なとする場合の設備・備品等の手配・設置・撤去等に関する諸費用 ※例：TV モニター、バナー、PC、Wi-Fi ルーター等各種レンタル機材等
販売経費	出展事業者ならびに商品紹介用 WEB サイトの制作費、広報・PR 費	専属販売員（いわゆるマネキン）の人件費 商品の特長を紹介する英語版の POP 及び商品価格カードの作成費
試食・試飲経費	—	試食・試飲用の商品サンプル及び容器等
備品費	共同使用消耗品購入費（ゴミ袋、使い捨て手袋、ハンドサニタイザー等）	独自の実演・試食等に必要となるレンタル家電機器（冷凍・冷蔵ショーケース、IH コンロ、湯沸かしポット等）、使い捨て什器類及び消耗品等の諸費用 ※事前手配や調達代行も可能です。
その他	—	出展事業者渡航費、滞在費（宿泊・交通費・食事代等）

◇ 注意事項

- 出展決定後、現地側の法規制の変更等により出展の条件が変更になる場合があります。また、物流事情の悪化等によるコンテナ輸送の遅延、天災地変、戦乱、暴動、疫病、テロ又は官公署の命令等により事業が変更又は中止となる場合があります。
- 会場全体の基本構成や各出展事業者の配置は主催者側にて決定させていただきます。
- 複数の出展事業者により構成されている団体が出展する場合は、クリアとの連絡窓口となる代表者を定めていただきますようお願いします。

- 開催期間中、クリア職員及び運営委託先スタッフが、WEBサイト、機関誌、報告書、情報発信記事等に掲載するために会場内の様子を撮影する場合があります。
- ご提供いただきました個人情報等は、事業実施のため運営委託会社等の関係者に提供いたしますが、正当な理由がある場合を除き、事業者の同意なく個人情報をその他第三者に提供しません。
- 過去の開催概要（<https://economy.clair.or.jp/過去の開催実績/>）をWEBサイトに掲載しておりますので参考にしてください。

◇ 申込方法

1 申込手順

『【様式②-1～2】令和7年度「日本ふるさと名産食品展inロサンゼルス&ニューヨーク」申請書（事業者提出様式）、【様式③】誓約書』に必要事項をご記入の上、所在する都道府県・政令指定都市の担当部署（自治体国際化協会支部）へご提出ください（出展品リストは現時点では分かる範囲で結構ですが、写真は必ず添付下さい。また可能な限り画質の良いものをお願いします。）。

※申込み管内事業者提出先はこちらをご参考ください。

＜自治体国際化協会 支部一覧＞ <https://www.clair.or.jp/j/clair/sibulist.html>

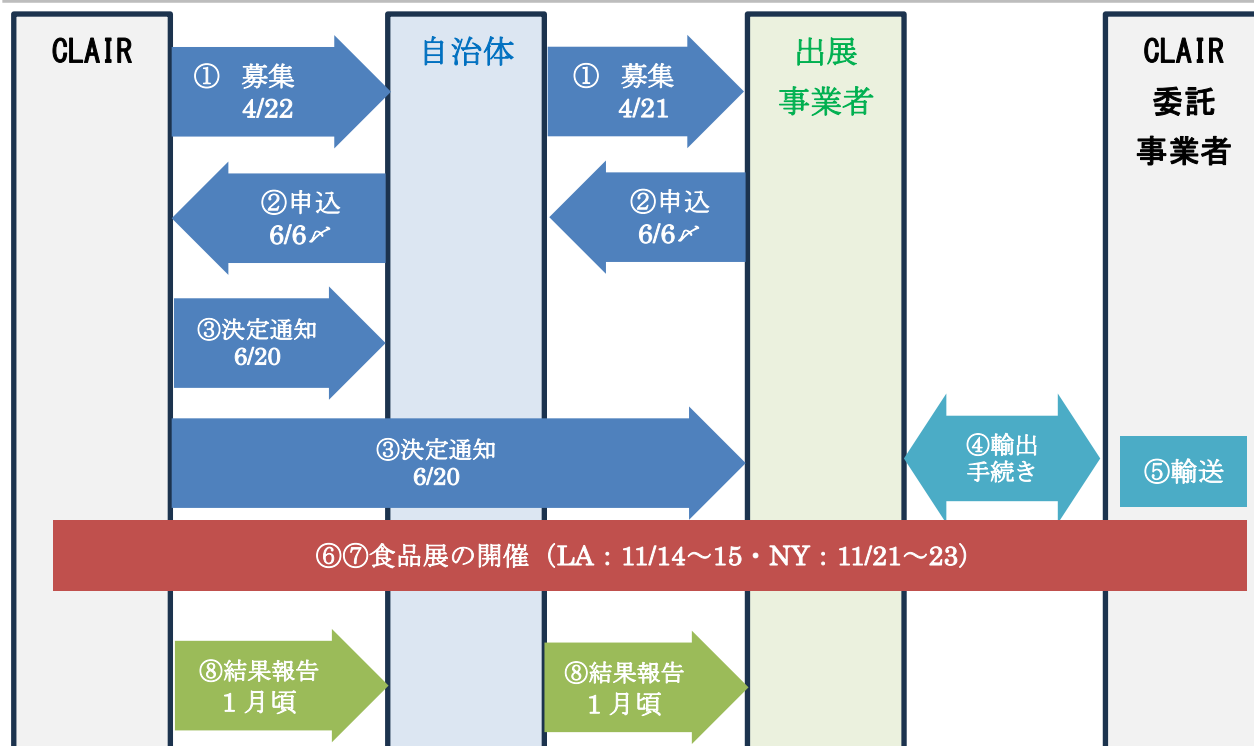
2 出展事業者の決定

提出書類の確認を行った後、審査を経て出展事業者（商品）を選定し、令和7年6月20日（金）に自治体・各事業者へ書面により通知予定です（通知日程は変更となる場合があります）。

※出展事業者の審査は次の項目を含め、総合的に判断し選定します。

- ・本事業の趣旨と目的に適しているか
- ・出展応募事業者の出展に向けた準備状況
- ・自治体及び出展商品のバランス 等

◇スケジュール



	内容	実施主体	実施日・締切日
①	出展事業者募集開始	(ク)→(自)→(出)	4/22
②	出展事業者募集〆切	(出)→(自)→(ク)	6/6
③	出展事業者決定通知発出	(ク)→(自)→(出)	6/20
④	輸出手続き	(出) ((ク委)がサポート)	~7/31
⑤	輸送 (通関含む)	(ク委)	~10/24
⑥	食品展の開催 (LA)	全員	11/14~15
⑦	食品展の開催 (NY)	全員	11/21~23
⑧	結果報告	(ク)→(自)→(出)	1月頃

※自治体=(自)、出展事業者=(出)、クレア本部=(ク)、クレア委託事業者=(ク委)

※上記のスケジュールは変更する可能性があります。

※食品展（各会場）の開催前日に、会場搬入・設営とオリエンテーションを行う予定です。

◇お問い合わせ先

<運営事務局（運営委託先主管者）>

◆日本食文化振興協会（JFCA）

【担当者】二見義之（ふたみよしゆき）

【E-mail】yfutami@jfcausa.org

※CCに（一財）自治体国際化協会 交流支援部経済交流課（E-mail：keishin@clair.or.jp）を加えていただくをお願いします。